

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	システム整備等仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	調達品目表のとおり		仕様書番号	
品名 又は 件名	標準周波数遠隔校正システム GCET-SA		3補LPS-XX66058-11	
			大 臣 承 認	令和 年 月 日
	----- 校正証明書の取得		作 成	平成25年 1月23日
			改 正	令和 4年 7月29日
				令和 5年 6月15日
作 成 部 隊 等 名	第 3 補 給 処			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、標準周波数遠隔校正システム GCET-SAの校正証明書の取得について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、3補LPS-E00001によるほか、次による。

#### 1.2.1

##### 校正証明書

計測器の校正を行い、その結果を証明するために発行されるもの

#### 1.2.2

##### コモンビューデータ

GCET-SAの内部に蓄積した、校正証明書を取得するために使用するデータ

#### 1.2.3

##### 著作権等

技術資料の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利）及びその他の権利

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 仕様書

3補LPS-E00001 外注整備共通仕様書

品名	標準周波数遠隔校正システム G C E T - S A 校正証明書の取得
----	--------------------------------------

C&LPS-Y00010 整備技術利用共通仕様書

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

計量法（平成4年法律第51号）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

c) 技術資料 技術資料は、表1による。

2 役務に関する要求

2.1 現地部隊

第3補給処整備部品管理課（入間基地）

2.2 校正証明書

契約の相手方は、現地部隊において、表1の1に示す技術資料の手順に従い、令和4年10月から令和5年9月までのコモンビューデータを取得し、計量法144条により校正証明書を交付する。

2.3 臨時技術員の資格

臨時技術員は、部隊で役務を履行するに当たり十分な知識、技能及び経験を有する。

2.4 臨時技術員の改善

臨時技術員の改善は、C&LPS-Y00010の2.3による。

2.5 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込み、その他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

3 監督・検査

監督及び検査は、3補LPS-E00001の6.2による。

4 その他の指示

4.1 図書の閲覧

契約の相手方は、表1の1の技術資料の閲覧を必要とする場合は、第3補給処整備部品管理課図書班にて閲覧することが可能である。ただし、技術資料に官側が有する以外の著作権等が含まれている場合は、当該権利を有する第三者との間で著作権等を侵害することのないように必要な措置を講じ、証明できる書類をあらかじめ提出した場合に限り、閲覧することが可能である。

品 名	標準周波数遠隔校正システム GCET-SA 校正証明書の取得
-----	--------------------------------

#### 4.2 会社技術資料

表 1 の 2 については、契約の相手方が準備する。

#### 4.3 不具合発生時の処置

契約の相手方は、役務の実施に当たり、役務の実施中に不具合が発生した場合、次の事項を記載した、作業報告書を 1 部作成後、分支担当に提出し指示を受ける。

- a) 調達要求番号
- b) 契約番号
- c) 契約件名
- d) 校正機器名称
- e) 製造会社名
- f) 機器一連番号
- g) 校正実施者の氏名
- h) 校正実施年月日
- i) その他、必要な事項

#### 4.4 提出書類

提出書類は、次による。

- a) **臨時技術員届** 臨時技術員届は、C&LPS-Y00010の3.1 による。  
 なお、契約の相手方は、役務の実施に当たり、臨時技術員に携行させる。
- b) **校正証明書** 契約の相手方は、次の事項を記載した書類を 1 部作成し、校正証明書を添付して第 3 補給処整備部品質管理課検定班に提出する。
  - 1) 依頼者名
  - 2) 依頼者住所
  - 3) 校正実施場所
  - 4) 校正機器名称
  - 5) 製造者名
  - 6) 型式・機器一連番号
  - 7) 校正方法
  - 8) 校正実施条件（温度及び湿度）
  - 9) 校正結果
  - 10) 受付年月日
  - 11) 校正実施年月日
  - 12) 登録番号
  - 13) その他、必要な事項

#### 4.5 官側における支援

品名	標準周波数遠隔校正システム GCET-SA 校正証明書の取得
----	--------------------------------

契約の相手方は、次の事項について官側の支援が必要な場合は、現地部隊の監督官と調整して、許可を得た範囲で支援を受ける。

- a) 部隊の保有する計測器等の使用及び操作に関する事項
- b) 部隊の保有する工具等の使用に関する事項
- c) 役務の実施に必要な場所及び備品等の利用
- d) 部隊での電気、水、冷暖房設備（燃料を含む。）の利用
- e) 臨時技術員の待機場所
- f) その他、部隊等の監督官が必要と認めた事項

表 1 - 技術資料

番号	名 称	
1	J. T. O. 33A1-5-1135-1	
2	会社技術資料	周波数遠隔校正用クライアントPCソフト 操作説明書第1.00版 2009年7月20日